

【消費生活の窓口から】

インターネット使用中に突然表示される偽の警告表示にご注意を！

～慌てて事業者に連絡しないようにしましょう～

パソコンやスマートフォン等でインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」等の警告画面が表示され、不安になり慌ててセキュリティソフトやサポートを契約してしまったところ、実際には偽の警告画面と思われ不要な契約だった、という相談が全国で多く寄せられています。警告画面と共に大きな警告音がしたり、カウントダウン表示が現れたり、警告画面が消えない等、様々な手口で消費者を不安にさせます。連絡してしまうと「3年間のサポート契約が必要」「脅威を防ぐためにセキュリティソフトを入れるように」等と言って契約を迫ります。片言の日本語を使っている場合も多いそうです。

【アドバイス】

- ◆警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。
- ◆表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。
- ◆「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、[独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページ](#)を参考にしたり、[情報セキュリティ安心相談窓口](#)に相談したりしましょう。
- ◆解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困った時は、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※ご相談、お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593